

芦屋市水道事業管理者の権限を行う市長

芦屋市長様

住所〒

芦屋市指定給水装置工事事業者

代表者

主任技術者名

免状番号 第 号

電話番号

誓約書

今回、芦屋市 町 番 号先で行う分岐工事に伴い下記の内容について誓約致します。

- 1 分岐工事の施工において、近隣住民への周知はもちろんのこと、工事に伴う苦情等については、一切当方の責任において対応等を行い、貴市には一切迷惑をおかけ致しません。
- 2 分岐工事の施工において、各埋設物管理者と必ず協議を行い、事故等が生じないように施工致します。万一不測の事故等が生じた際は、水道部及び各埋設物管理者に連絡するのはもちろんのこと、当方の責任において、対応及び損害等の対応を行い、貴市には一切迷惑をおかけ致しません。
- 3 断水を行う際は、必ず検査員と協議を行い、当方で勝手に断水等を行いません。
- 4 分岐工事の施工については、検査員に連絡して日程調整を行ってから施工日を決定いたします。なお、土曜日又は日曜日並びに祝日には、施工を行いません。
- 5 分岐工事によって生じた漏水及び道路陥没等については、当方の責任において補修等を行います。また、それらによって生じた事故等の対応及び損害等についても当方の責任において対応し、貴市には一切迷惑をおかけ致しません。また、本舗装復旧についても、当方で責任をもって必ず行います。
- 6 分岐工事後の3日間については、日中はもちろんのこと夜間においても漏水等が生じた際に備えて、緊急時連絡体制を整え、当方に連絡があってから現場に1時間以内に重機等を運搬して補修工事を行える体制を整えておきます。なお、緊急時の連絡先は下記のとおりです。
- 7 分岐工事の施工については、給水装置工事施行基準の記載事項を遵守し、それらに記載されていないことについては、検査員の承諾を得てから施工致します。
- 8 施工完了後において、瑕疵があった場合、2年以内に瑕疵の補修及び損害賠償の請求が行われた際は、その指示に従います。また、その瑕疵が当方の故意又は重大な過失により生じた場合はそれらの請求期間を5年とします。なお、①工事申込者の氏名又は名称、②施工場所、③施工完了年月日、④主任技術者氏名、⑤完成配管図面、⑥工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項等の記録及び資料を5年間保存しておきます。
- 9 上記以外のことで不明な点などがあれば、検査員と必ず協議を行い、当社の判断で勝手に施工等を行いません。

緊急連絡先

住所〒

業者名

担当者

電話番号